

生駒市がん患者のアピアランスケア支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん治療に伴う外見の変化で自分らしさへの喪失感を抱く者に対し、補整具の購入費用を助成することで、苦痛の軽減を図るとともに、経済的負担を緩和し、社会参加しやすい環境を整えることを目的として、予算の範囲内において生駒市アピアランスケア助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日時時点で生駒市内に在住し、生駒市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) がんと診断され、第5条に基づく申請時において治療中又は過去に治療を受けたことがある者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は乳房を切除したことに伴い補整具を令和6年4月1日以降に購入した者
- (4) 他の自治体を実施する補整具購入に係る同等の助成を受けていない者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる補整具(以下「助成対象補整具」という。)は、次の表に掲げるとおりとし、前条に定める助成対象者1人につきそれぞれの区分ごとに1回(乳房補整具にあつては、両乳房用を一度に購入した場合は1回、左右それぞれ購入した場合はそれぞれ1回)を限度に助成する。

区分	要件
医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するために装着する医療用ウィッグ(全頭用のもの。ウィッグと同時申請する場合のみ、頭皮保護用ネットを含む。)の購入に係る費用
乳房補整具	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着(下着とともに使用するパッドを含む。)又は人工乳房(直接肌に張り付けて使用するもの。ただし、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)の購入に係る費用

2 助成金の交付対象となる経費は、前項に規定する補整具の購入費とし、附属品、ケア用品(クリーナー、リンス及びブラシ等)及び購入のために要した交通費、送料、代金決済手数料

等の諸費用は、助成の対象外とする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象補整具の購入に係る費用の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20,000円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に生駒市がん患者のアピランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請をもって、申請者は、規則第12条第1項の実績報告を行ったものとみなす。

(1) がんの治療(手術、薬物療法、放射線療法等)を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し(がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による乳房の切除又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類に限る。)

(2) 補整具の購入に係る領収書及びその明細書(宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は前条の申請があったときは、その内容について審査の上、助成金の交付の可否を決定し、生駒市がん患者のアピランスケア支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。この場合において、市長は、当該助成金の交付により、補助金の額の確定通知を行ったものとみなす。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときは、当該支給決定を取り消し、その者から該当助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。